

堺市公報 第162号	令和3年3月19日発行
 堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<規則>

- 堺市PFI事業検討委員会規則の一部を改正する規則
 - 【市長公室政策企画部】 3
- 堺市職員の懲戒処分の基準に関する規則の一部を改正する規則
 - 【総務局人事部人事課】 4
- 堺市スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則
 - 【文化観光局スポーツ部スポーツ推進課】 5
- 堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則
 - 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】 5

<告示>

- 土壤汚染対策法第11条に基づく形質変更時要届出区域の指定全部解除について
 - 【環境局環境保全部環境対策課】 10
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について
 - 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】 10
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止について
 - 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】 11
- 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定について
 - 【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】 12
- 道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について
 - 【建設局土木部路政課】 13
- 道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について
 - 【建設局土木部路政課】 15

<公告>

- 堺市立のびやか健康館条例第24条第2項の規定に基づく堺市立のびやか健康館の

開館時間等の公告について

【環境局環境事業部環境事業管理課】	17
○堺市立農業公園「交流施設」の開園時間、休園日及び利用時間について	
【産業振興局農政部農水産課】	17
○農用地利用集積計画	
【産業振興局農政部農地課】	18
○都市再開発法に基づく図書の縦覧について	
【建築都市局都市再生部都心まちづくり課】	38
○堺東駅南地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更認可について	
【建築都市局都市整備部都市整備推進課】	38
○南部大阪都市計画事業黒山西地区画整理事業の事業計画の変更認可について	
【建築都市局都市整備部都市整備推進課】	39
○建築基準法第86条の5第4項の規定に基づく公告	
【建築都市局開発調整部建築安全課】	40
○都市公園法第5条の5第1項に係る認定について	
【建設局公園緑地部公園監理課】	41
＜上下水道局告示＞	
○公共下水道の供用開始及び下水の処理開始について	
【上下水道局下水管路部下水管路課】	43
＜選挙管理委員会告示＞	
○堺市選挙管理委員会委員長の就任について	
【選挙管理委員会事務局】	44
○堺市選挙管理委員会委員長代理の指定について	
【選挙管理委員会事務局】	44
○堺市農業委員会委員の各選挙区における投票区の設置を廃止する告示	
【選挙管理委員会事務局】	45
＜堺区選挙管理委員会規程＞	
○堺区選挙管理委員会に関する規程の一部を改正する規程	
【堺区選挙管理委員会事務局】	45
＜中区選挙管理委員会規程＞	
○中区選挙管理委員会に関する規程の一部を改正する規程	
【中区選挙管理委員会事務局】	46
＜東区選挙管理委員会規程＞	
○東区選挙管理委員会に関する規程の一部を改正する規程	
【東区選挙管理委員会事務局】	47
＜西区選挙管理委員会規程＞	

○西区選挙管理委員会に関する規程の一部を改正する規程 【西区選挙管理委員会事務局】	47
<北区選挙管理委員会規程>	
○北区選挙管理委員会に関する規程の一部を改正する規程 【北区選挙管理委員会事務局】	48
<美原区選挙管理委員会規程>	
○美原区選挙管理委員会に関する規程の一部を改正する規程 【美原区選挙管理委員会事務局】	49
<人事委員会規則>	
○堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則 【人事委員会事務局】	49

規 則

堺市PFI事業検討委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月19日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第12号

堺市PFI事業検討委員会規則の一部を改正する規則

堺市PFI事業検討委員会規則（平成28年規則第76号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、当該委員会における審議等に係る事業を所管する部又は課（これらに準ずる組織を含む。）において行う。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

堺市職員の懲戒処分の基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月19日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第13号

堺市職員の懲戒処分の基準に関する規則の一部を改正する規則

堺市職員の懲戒処分の基準に関する規則（平成25年規則第127号）の一部を次のように改正する。

別表第23項を次のように改める。

23	職場において、職務上の地位、人間関係その他の職場内の優位性を背景に、業務上必要かつ相当な範囲を超えて、相手に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は職場環境を悪化させる言動（以下「パワー・ハラスメント」という。）を行い、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えること。	停職、減給又は戒告
----	---	-----------

別表中第74項を第75項とし、第73項を第74項とし、同表第72項中「第61項」を「第62項」に改め、同項を同表第73項とし、同表第71項を同表第72項とし、同表第70項中「第61項から第63項」を「第62項から第64項」に改め、同項を同表第71項とし、同表第69項中「第61項から第63項」を「第62項から第64項」に改め、同項を同表第70項とし、同表中第68項を第69項とし、第25項から第67項までを1項ずつ繰り下げ、同表第24項中「職場内のいやがらせ」を「パワー・ハラスメント」に、「停職」を「免職、停職」に改め、同項を同表第25項とし、同表第23項の次に次のように加える。

24	パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返すこと。	停職又は減給
----	--	--------

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
（適用区分）
- 2 この規則による改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の行為に係る地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項に規定する処分（以下単に「処分」という。）について適用し、同日前の行為に係る処分については、なお従前の例による。

~~~~~

堺市スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月19日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第14号

### 堺市スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則

堺市スポーツ推進委員に関する規則（平成20年規則第83号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える

（委員の任期の特例）

4 令和3年4月1日から令和5年5月31日までの間に第3条の規定により新たに委嘱される委員の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、令和5年5月31日までとする。

### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

~~~~~

堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月19日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第15号

堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年規則第108号）の一部を次のように改正する。

目次中「第18条の4」を「第18条の5」に改める。

第18条中「（法第41条第4項において準用する場合を含む。）」を削り、「（法第51条の21第2項において準用する場合を含む。）及び法第51条の20第1項（法第51条の21第2項において準用する場合を含む。）」を「及び法第51条の20第1項の指定」に改める。

第18条の4中「前3条」を「第18条から前条まで」に改め、同条を第18条の5とし、第18条の3の次に次の1条を加える。

（指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新の申請）

第18条の4 法第41条第1項及び第51条の21第1項の更新の申請は、指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者指定更新申請書（様式第21号の6）により行わなければならない。

様式目次21の5の項の次に次のように加える。

21の6	指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者指定更新申請書	18の4	
------	--	------	--

様式第21号中「様式第21号」の次に「（第18条関係）」を加え、「関係書類」を「次のとおり関係書類」に、「FAX番号」を「ファックス番号」に改める。

様式第21号の2中「様式第21号の2」の次に「（第18条の2関係）」を加え、「関係書類」を「次のとおり関係書類」に、「FAX番号」を「ファックス番号」に、

「
 サ 事 業 所
 ー ビ ス (施 設 及 び
 の 種 類)
 を
 事 業 所 の 名 称 等
 」
 に、「受付」を「受付（記入不可）」に改め、備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とする。

様式第21号の3中「様式第21号の3」の次に「（第18条の3関係）」を加え、「堺市」を「堺市 区」に改める。

様式第21号の4を次のように改める。

（次のように別記）

様式第21号の5中「様式第21号の5」の次に「（第18条の3関係）」を加え、

「
 所 在 地
 」
 を
 」
 「
 所 在 地 大阪府堺市 区
 」
 に
 」

改め、同様式の次に次の1様式を加える。

(次の1様式 別記)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

様式第21号の4（第18条の3関係）

指定障害福祉サービス事業者
 指定一般相談支援事業者（廃止・休止・再開）届出書
 指定特定相談支援事業者

年 月 日

堺市長殿

届出者 主たる事務所の所在地：
名 称：
代表者の職・氏名：



障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第46条第1項
第46条第2項
第51条の25第1項
第51条の25第2項
第51条の25第3項
第51条の25第4項 の規定により、

次のとおり事業の 廃止をする
休止をする
再開をした ので届け出ます。

(廃止・休止・再開)に係る事業所 〔共同生活援助にあっては、廃止・休止・再開に係る主たる事業所〕	事業所番号 27 名 称 所 在 地 大阪府堺市 区 事業の種類
(廃止・休止・再開)の年月日	年 月 日
廃止・休止の理由 (廃止・休止の場合のみ記入)	
現に指定障害福祉サービス、指定一般相談支援又は指定特定相談支援を受けている者に対する措置 (廃止・休止の場合のみ記入)	
休止予定期間(休止の場合のみ記入)	年 月 日から 年 月 日まで

様式第21号の6（第18条の4関係）

指定障害福祉サービス事業者
 指定障害者支援施設
 指定一般相談支援事業者
 指定特定相談支援事業者

指定更新申請書

年 月 日

堺市長殿

申請者
 申請者
 申請者
 申請者

主たる事務所
 の所在地：
 名称：
 代表者の職・氏名：

印

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第41条第1項
 第51条の21第1項

の規定により

指定障害福祉サービス事業者
 指定障害者支援施設
 指定一般相談支援事業者
 指定特定相談支援事業者

に係る指定の更新を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者（設置者）	名称又は氏名	(フリガナ)		
	主たる事務所の所在地又は住所	郵便番号() 都道府県 郡市		
	連絡先	電話番号	ファックス番号	
	法人の種別	法人所轄庁		
	代表者の職名			
	代表者の氏名	(フリガナ)		
代表者の住所	郵便番号() 都道府県 郡市			
指定の更新を受けようとする事業所・施設	事業所（施設）の名称	(フリガナ)		
	事業所（施設）の所在地	郵便番号() 大阪府堺市 区		
	事業所（施設）の連絡先	電話番号	ファックス番号	(現に指定を受けている番号を記入)
	事業所番号	2	7	
	指定更新申請をする事業の種類			
	現に指定を受けている事業の有効期間満了日	年 月 日		
	更新（事業開始）年月日	年 月 日		

以下にチェックのある項目については、申請書又は最新の変更届から変更がないため、書類の提出を省略します。

- 定款（就労継続支援（A型）のみ）
- 登記事項証明書
- 平面図
- 設備・備品等一覧表（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び相談支援は不要）
- 運営規程
- 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

受付（記入不可）

備考
1 「法人の種別」の欄には、「社会福祉法人」、「医療法人」、「一般社団法人」、「一般財團法人」、「株式会社」等の別を記入してください。 2 「法人所轄庁」の欄には、申請者が行政庁（大臣、都道府県知事等）の許認可等を受けて設立された法人である場合に、その行政庁の名称を記入してください。 3 「現に指定を受けている事業の有効期間満了日」の欄には、現在の有効期間の満了日を記入してください。 4 「更新（事業開始）年月日」の欄には、3の有効期間満了日の翌日を記入してください。

告 示

堺市告示第87号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項に基づき、令和2年堺市告示第312号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年3月19日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定解除する形質変更時要届出区域

堺市堺区大浜西町7番の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

~~~~~

堺市告示第88号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和3年3月19日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名           | 事業内容   | 事業所名            | 事業所所在地                    | 指定年月日    |
|---------------|--------|-----------------|---------------------------|----------|
| 株式会社 アキ       | 同行援護   | 居宅介護かがやき        | 大阪府堺市西区草部378-3            | 令和3年3月1日 |
| 株式会社 セカンド・ライフ | 居宅介護   | セカンド・ライフ深井中町    | 大阪府堺市中区深井中町743番12         | 令和3年3月1日 |
| 株式会社 セカンド・ライフ | 重度訪問介護 | セカンド・ライフ深井中町    | 大阪府堺市中区深井中町743番12         | 令和3年3月1日 |
| 株式会社 ネクティス    | 居宅介護   | 居宅介護ステーションシエスタ堺 | 大阪府堺市堺区賑町二丁1番28 賑町ハイツ103号 | 令和3年3月1日 |
| 株式会社 ネクティス    | 重度訪問介護 | 居宅介護ステーションシエスタ堺 | 大阪府堺市堺区賑町二丁1番28 賑町ハイツ103号 | 令和3年3月1日 |
| 株式会社 四つ葉      | 居宅介護   | 萌木訪問介護サービス      | 大阪府堺市堺区北花田口町一丁2番15-603号   | 令和3年3月1日 |
| 株式会社 四つ葉      | 重度訪問介護 | 萌木訪問介護サービス      | 大阪府堺市堺区北花田口町一丁2番15-603号   | 令和3年3月1日 |

## 堺市告示第89号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和3年3月19日

堺市長 永藤英機

| 法人名     | 事業内容   | 事業所名 | 事業所所在地                | 廃止年月日     |
|---------|--------|------|-----------------------|-----------|
| 株式会社 楽都 | 重度訪問介護 | あおい  | 大阪府堺市堺区新町1番20号 リノ堺東4階 | 令和3年2月28日 |

|                  |        |                         |                              |           |
|------------------|--------|-------------------------|------------------------------|-----------|
| 有限会社 TOM<br>AN企画 | 居宅介護   | ヘルパーステーションHi<br>Y o K o | 大阪府堺市北区長曾根町665-7 エーデルハイム201号 | 令和3年2月28日 |
| 有限会社 TOM<br>AN企画 | 重度訪問介護 | ヘルパーステーションHi<br>Y o K o | 大阪府堺市北区長曾根町665-7 エーデルハイム201号 | 令和3年2月28日 |
| 有限会社 TOM<br>AN企画 | 同行援護   | ヘルパーステーションHi<br>Y o K o | 大阪府堺市北区長曾根町665-7 エーデルハイム201号 | 令和3年2月28日 |

~~~~~  
堺市告示第90号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定したので、堺市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第58号）第2条の規定により告示する。

令和3年3月19日

堺市長 永 藤 英 機

氏名	診療科	指定科目	医療機関の名称	所在地	指定年月日
田村 裕一	整形外科	肢体不自由	医療法人方佑会 植木病院	堺市北区黒土町3002番地5	令和3年3月1日
磯野 員理	循環器内科	心臓機能障害	社会医療法人清恵会 清恵会病院	堺市堺区南安井町1丁1番1号	令和3年3月1日
浦瀬 みゆき	神経内科	肢体不自由	社会医療法人ペガサス 馬場記念病院	堺市西区浜寺船尾町東4-244	令和3年3月1日
反田 直希	泌尿器科	ぼうこう又は直腸機能障害	社会医療法人清恵会 清恵会病院	堺市堺区南安井町1丁1番1号	令和3年3月1日

吉村 力勇	泌尿器科	じん臓機能障害、ぼうこう機能障害	医療法人恒進會 泉北陣内病院	堺市南区豊田40番地	令和3年3月1日
赤澤 仁司	耳鼻咽喉科・頭頸部外科	聴覚障害・平衡機能障害、音声・言語・そしやく機能障害	地方独立行政法人堺市立病院機構 堀市立総合医療センター	堺市西区家原寺町1丁1番1号	令和3年3月1日
中野 博史	外科	ぼうこう又は直腸機能障害	社会医療法人清恵会 清恵会病院	堺市堺区南安井町1丁1番1号	令和3年3月1日

堺市告示第91号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和3年3月19日

堺市長 永 藤 英 機

1 道 路 の 種 類 市道

2 路 線 名 別紙調書のとおり

3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

4 供 用 開 始 の 区 間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
阿弥18号線	美原区阿弥129番2地先	旧	3.00 5.00	191.96	70301
	美原区阿弥129番4地先	新	6.50 7.50	191.96	
黒山10号線	美原区黒山815番3地先	旧	2.20 2.60	15.85	70218
	美原区黒山815番2地先	新	2.90 3.30	15.85	
鳳北27号線	西区鳳北町3丁99番2地先	旧	1.81 2.08	8.00	70143
	西区鳳北町3丁99番2地先	新	2.95 3.17	8.00	

~~~~~

堺市告示第92号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和3年3月19日

堺市長 永 藤 英 機

1 道 路 の 種 類 市道

2 路 線 名 別紙調書のとおり

3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

4 供 用 開 始 の 区 間 別紙調書のとおり

## 道路区域変更調書

| 路線名    | から<br>区間<br>まで | 旧<br>新 | 敷地の  |      | 備考    |
|--------|----------------|--------|------|------|-------|
|        |                |        | 幅員m  | 延長m  |       |
| 陶器北8号線 | 中区陶器北416番1地先   | 旧      | 4.78 | 2.40 | ト0044 |
|        | 中区陶器北416番1地先   | 新      | 4.78 | 2.40 |       |
| 若松台6号線 | 南区若松台3丁30番1地先  | 旧      | 6.26 | 1.00 | ワ0019 |
|        | 南区若松台3丁30番1地先  | 新      | 6.26 | 1.00 |       |

## 公 告

堺市公告第179号

堺市立のびやか健康館条例（平成30年条例第53号）第24条第1項第2号の規定に基づき、堺市立のびやか健康館の開館時間等を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第23条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月19日

堺市長 永 藤 英 機

| エリア | 曜日        | 開館時間         |
|-----|-----------|--------------|
| 1階  | 平日（水曜日休館） | 10時～23時15分   |
|     | 土曜日       | 10時～23時15分   |
|     | 日曜日       | 10時～21時15分   |
|     | 祝日        | 10時～21時15分   |
| 2階  | 平日（水曜日休館） | 8時30分～23時15分 |
|     | 土曜日       | 7時45分～23時15分 |
|     | 日曜日       | 7時45分～21時15分 |
|     | 祝日        | 8時30分～21時15分 |

※ただし、1階のプールのスクールについては、2階の開館時間に準ずる。

※状況により開館時間を変更をすることがある。

※令和3年4月1日から適用する。

~~~~~

堺市公告第180号

堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）第24条第1項第2号の規定に基づき、

堺市立農業公園「交流施設」の開園時間、休園日及び利用時間を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第23条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月19日

堺市長 永 藤 英 機

1 開園時間及び利用時間

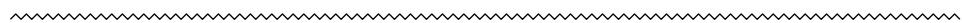
令和3年4月1日～令和4年3月31日

午前9時30分～午後4時30分

2 休園日

年末年始（令和3年12月31日～令和4年1月4日）

毎週水曜日（ただし、祝日、令和3年8月11日、9月22日及び12月29日は除く。）



堺市公告第181号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年3月19日

堺市長 永 藤 英 機

令和2年度 第12号

農用地利用集積計画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定

により、農用地利用集積計画を定める。

令和3年3月4日

堺市

1 利用権設定各筆明細
利用権の設定を受ける者(物の手)

住所	氏名	利用権を設定する者(貸し手)			利用権を設定する者(貸し手)			設定する利用権				
		所在	地番	現況 地目	住所 地積(m ²)	氏名	利用権の種類 及び適用される 共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	
堺市南区大庭寺223番地10	宮城 秀寿	南区大庭寺	99	田	806	堺市南区官山台1丁3番4号 100	中野 隆	使用貸借による 権利	令和3年5月1日 令和6年4月30日	-	-	
堺市南区梅194番地1	土谷 雅弘	南区豊田	1170-1	田	1,495	堺市南区梅414番地	吉田 郁哉	使用貸借による 権利	令和3年4月1日 令和6年3月31日	-	-	
堺市南区曾尾3762番地	西川 勝己	西区太平寺	663	田	1,114	大阪府和泉市府中町3丁目7番14号	奥田 國雄	使用貸借による 権利	令和3年4月1日 令和6年3月31日	-	-	
大阪府和泉市国分町1019番地2	田口 榮男	西区山田4丁	1509	田	1,110	堺市西区太平寺411番地	木寺 里子	使用貸借による 権利	令和3年4月1日 令和6年3月31日	-	-	
堺市南区曾尾1302番地	西林 善成	南区船渠3丁	1584-1	田	641	堺市中区八田南之町400番地10 堺市中区八田南之町400番地10 堺市西区津久野町1丁17番6の706号	西尾 誠 西尾 三得子 西尾 和晃	使用貸借による 権利	令和3年4月1日 令和6年3月31日	-	-	
堺市南区曾尾1302番地	西林 善成	南区船渠3丁	1585-1	田	736	1976のうち 1790.54 合併	堺市西区菱木4丁2804番地	阪口 博之	使用貸借による 権利	令和3年4月1日 令和6年3月31日	-	-
堺市南区曾尾1302番地	西林 善成	南区船渠3丁	1593	田	971	堺市北区百舌鳥梅北町5丁245番地	南野 畏	使用貸借による 権利	令和3年4月1日 令和6年3月31日	-	-	
堺市南区曾尾1302番地	西林 善成	南区船渠3丁	1586-1	田	998	堺市南区稻葉2丁1768番地1	西野 清	使用貸借による 権利	令和3年4月1日 令和6年3月31日	-	-	
堺市南区曾尾1302番地	西林 善成	南区船渠3丁	1587-1	田	1,071	堺市南区稻葉2丁1768番地1	西野 清	使用貸借による 権利	令和3年4月1日 令和6年3月31日	-	-	
堺市南区曾尾3762番地	西川 勝己	西区太平寺	635	田	935	堺市中区深坂2丁4番51号	盛尾 典明	使用貸借による 権利	令和3年4月1日 令和6年3月31日	-	-	
堺市北区金剛町2164番地1	芝尾 恒典	北区金剛町	2518	田	1,332	大阪市住吉区遠小野5丁目11番5号	東野 治彦	使用貸借による 権利	令和3年4月1日 令和6年3月31日	-	-	
堺市南区稻葉2丁1737番地	寺山 久	南区船渠3丁	1568	田	578						-	
堺市南区稻葉3丁	南区船渠3丁	1569	田	1,735	堺市南区稻葉2丁2994番地	仲井 正法	使用貸借による 権利	令和3年6月1日 令和6年5月31日	-	-	-	
堺市北区金剛町2164番地1	芝尾 恒典	東区石原町1丁	122-1	田	1,423	堺市北区金剛町189番地1	鍵 義雄	使用貸借による 権利	令和3年5月1日 令和6年4月30日	-	-	

利用権の設定を受ける者(借り手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸し手)				設定する利用権			
住所	氏名	所在	地番	現況地目	地積(m ²)	住所	氏名	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法	
堺市南区曾尾3110番地	山本 一彦	南区曾尾	3324-1	田	1,336	堺市南区曾尾3109番地	西川 茂幸	使用貸借による権利 として利用	令和3年6月1日	令和6年5月31日	-	-	
堺市西区山田1丁1086番地4	山口 勝彦	西区太平寺	300	田	314	大阪府河内長野市原町3丁目11番9号	東田 和郎	使用貸借による権利 として利用	令和3年6月1日	令和6年5月31日	-	-	
堺市南区稻葉2丁1737番地	寺山 久	南区稻葉3丁	1590	田	2,271	堺市南区稻葉2丁3015番地1	中面 則一	使用貸借による権利 として利用	令和3年6月1日	令和6年5月31日	-	-	
堺市中区深阪5丁14番38号	川村 真祐	中区田園	877-4	田	578	堺市西区鳳山西町12丁395番地	西口 智	使用貸借による権利 (解除条件付)	令和3年4月1日	令和6年3月31日	-	-	
堺市中区深阪5丁14番38号	川村 真祐	中区田園	877-5	田	578	堺市東区日置荘田中町17番地6	西口 賢一	使用貸借による権利 (解除条件付)	令和3年4月1日	令和6年3月31日	-	-	
堺市東区日置荘原寺町	野里 宁一郎	東区日置荘原寺町	63-1	田	635	堺市東区日置荘田中町1337番地	野口 順也	使用貸借による権利 として利用	令和3年6月1日	令和6年5月31日	-	-	
堺市中区深阪6丁16番3号	樋川 重廣	西区太平寺	517-3	田	961	埼玉県朝霞市本郷3丁目4番31-403号	木寺 幸司	使用貸借による権利 として利用	令和3年6月1日	令和6年5月31日	-	-	
堺市美原区真福寺322番地	本並 昌幸	美原区大保	243	田	1,838	堺市美原区大保301番地1	森 育子	使用貸借による権利 として利用	令和3年6月1日	令和6年5月31日	-	-	
堺市北区南花田町1704番地1	松川 雅紀	北区南花田町	446	田	634	堺市北区南花田町1642番地	中野 佳寿美	使用貸借による権利 (解除条件付)	令和3年4月1日	令和6年3月31日	-	-	
堺市北区野々井	株式会社 プロレスダ	南区野々井	38-1	田	366								
大阪市浪速区日本橋東3丁目15番1号	南区野々井	南区野々井	38-2	田	485	堺市南区野々井792番地1	黒 畑 節子	使用貸借による権利 (解除条件付)	令和3年6月1日	令和6年5月31日	-	-	
堺市北区野々井	松岡 銳男	北区野々井町	360-1	田	968	東京都世田谷区池尻3丁目28番5号 コラム82-301	紫田 忠郎	使用貸借による 権利	令和3年6月1日	令和6年5月31日	-	-	

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地			利用権を設定する者(貸し手)			設定する利用権					
住所	氏名	所在	地番	現況地目	地積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類及び適用される共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
大阪市中央区南本町12丁目1番8号	一般財団法人 大阪府みどり公社	南区富藏	3588	畠	2,115	大阪市住吉区万代3丁目10番10号 堺市堺区市之町東3丁1番17号	抽冬 光子 坂上 恵美	賃貸借による 権利	烟として 利用	令和3年4月1日	令和8年3月31日	42,300	毎年度貸し手指定期に振込
堺市南区庭代台4丁36番3号	日高 三仁					大阪市中央区南本町2丁目1番8号		一般財団法人 大阪府みどり公社	農地中間管理事業1 共通事項				
大阪市中央区南本町2丁目1番8号	一般財団法人 大阪府みどり公社	西区太平寺	592	田	4,247	大阪市西区太平寺584番地	木寺 康晴	使用貸借による 権利	田として 利用	令和3年4月1日	令和8年3月31日	—	—
大阪府大阪狭山市今熊4丁目 6655番50号	寺田 将樹					大阪市中央区南本町2丁目1番8号		一般財団法人 大阪府みどり公社	農地中間管理事業2 共通事項				
大阪市中央区南本町2丁目1番8号	一般財団法人 大阪府みどり公社	南区鈴ヶ峯寺	3000	田	1,987	堺市南区鈴ヶ峯寺1303番地	浅田 善久	賃貸借による 権利	田として 利用	令和3年4月1日	令和13年3月31日	27,800	毎年度貸し手指定期に振込
堺市南区鈴ヶ峯寺1486番地	田中 正剛					大阪市中央区南本町2丁目1番8号		一般財団法人 大阪府みどり公社	農地中間管理事業3 共通事項				

使用貸借**2 共通事項（利用権設定関係）**

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

(2) 転貸又は譲渡

乙は、あらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代價を請求してはならない。

(6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

解除条件付
(法 18-2-6)

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（1）借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

（2）解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

（3）利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

（4）転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

（5）修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

（6）租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

（7）目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は（3）により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復すことができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

（8）利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復すことができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

(11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させこととなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させこととなった場合は別途協議を行う。

(12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

(13) 励告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

(14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が（13）の勧告に従わなかったとき。

(15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

農地中間管理事業1

2 共通事項（機構→転借人）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定を受ける権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

(2) 権利取得者の責務

1の各筆明細に定める農地中間管理機構（以下「甲」という。）を通じて権利の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地について次の責務を負う。

ア 乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 甲は、乙によりアの責務が果たされていないと認められるときは、大阪府知事の承認を受けて、当該土地に係る権利の設定を解除することができる。

(3) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(4) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。

(5) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。

(6) 遅延損害金

ア 甲は、乙が1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を請求することができる。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

(7) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、土地所有者の費用と責任において当該土地の修繕を要請する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲を通じて土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲を通じて土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。

ウ 甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

エ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(8) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

(9) 貸借権又は使用貸借による権利の解除

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、大阪府知事の承認を得て、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された権利は解除することができる。

(10) 当該土地の返還

貸借権又は使用貸借による権利の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 貸借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び大阪府が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び大阪府が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容	甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法	備考
—	—	—	—

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考
賦課金(水利費含む)	賦課金(水利費含む)とも転借人が負担	—

3 共通事項（所有者→機構）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

(2) 借賃の増減額請求

農地中間管理機構に権利を設定する者（以下「甲」という。）及び農地中間管理権を取得して権利の設定を行う者（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があつても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(3) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。ただし、貸借開始から5年間は据え置く。

(4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(5) 転貸

乙は、当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

(6) 借賃の減額

権利の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

(7) 境界の明示

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界について合意を得ておく。

(8) 負担の除去

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、乙の権利の行使を阻害する負担を除去するとともに、権利の存続期間中においても、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

(9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(10) 租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

(11) 権利の解約・解除

ア 甲及び乙は、権利の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、やむをえない事由により存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

イ 乙は、2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき、又は、災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったときは、大阪府知事の承認を受けて、権利を解除することができる。

(12) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(15) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに転借人の費用に関する支払区分の内容	乙及び転借人の支払額について甲の償還すべき額及び方法	備考
—	—	—	—

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考
賦課金(水利費含む)	賦課金(水利費含む)は転借人が負担	—

農地中間管理事業2

2 共通事項（機構→転借人）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定を受ける権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

(2) 権利取得者の責務

1の各筆明細に定める農地中間管理機構（以下「甲」という。）を通じて権利の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地について次の責務を負う。

ア 乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 甲は、乙によりアの責務が果たされていないと認められるときは、大阪府知事の承認を受けて、当該土地に係る権利の設定を解除することができる。

(3) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(4) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。

(5) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。

(6) 遅延損害金

ア 甲は、乙が1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を請求することができる。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

(7) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、土地所有者の費用と責任において当該土地の修繕を要請する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲を通じて土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲を通じて土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。

ウ 甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

エ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(8) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

(9) 貸借権又は使用貸借による権利の解除

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、大阪府知事の承認を得て、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された権利は解除することができる。

(10) 当該土地の返還

賃借権又は使用貸借による権利の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 貸借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び大阪府が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び大阪府が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容	甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法	備考
—	—	—	—

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考
水利費	転借人が負担	—

3 共通事項（所有者→機構）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

(2) 借賃の増減額請求

農地中間管理機構に権利を設定する者（以下「甲」という。）及び農地中間管理権を取得して権利の設定を行う者（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があつても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(3) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。ただし、貸借開始から5年間は据え置く。

(4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(5) 転貸

乙は、当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

(6) 借賃の減額

権利の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

(7) 境界の明示

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界について合意を得ておく。

(8) 負担の除去

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、乙の権利の行使を阻害する負担を除去するとともに、権利の存続期間中においても、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

(9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(10) 租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

(11) 権利の解約・解除

ア 甲及び乙は、権利の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、やむをえない事由により存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

イ 乙は、2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき、又は、災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったときは、大阪府知事の承認を受けて、権利を解除することができる。

(12) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(15) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに転借人の費用に関する支払区分の内容	乙及び転借人の支払額について甲の償還すべき額及び方法	備考
—	—	—	—

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考
水利費	転借人が負担	—

農地中間管理事業3

2 共通事項（機構→転借人）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定を受ける権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

(2) 権利取得者の責務

1の各筆明細に定める農地中間管理機構（以下「甲」という。）を通じて権利の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地について次の責務を負う。

ア 乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 甲は、乙によりアの責務が果たされていないと認められるときは、大阪府知事の承認を受けて、当該土地に係る権利の設定を解除することができる。

(3) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(4) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。

(5) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。

(6) 遅延損害金

ア 甲は、乙が1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を請求することができる。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

(7) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、土地所有者の費用と責任において当該土地の修繕を要請する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲を通じて土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲を通じて土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。

ウ 甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

エ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(8) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

(9) 貸借権又は使用貸借による権利の解除

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、大阪府知事の承認を得て、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された権利は解除することができる。

(10) 当該土地の返還

賃借権又は使用貸借による権利の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 貸借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び大阪府が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び大阪府が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容	甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法	備考
—	—	—	—

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考
賦課金 水利費	地権者が負担する 転借人が負担する	—

3 共通事項（所有者→機構）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

(2) 借賃の増減額請求

農地中間管理機構に権利を設定する者（以下「甲」という。）及び農地中間管理権を取得して権利の設定を行う者（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があつても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(3) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。ただし、貸借開始から5年間は据え置く。

(4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(5) 転貸

乙は、当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

(6) 借賃の減額

権利の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

(7) 境界の明示

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界について合意を得ておく。

(8) 負担の除去

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、乙の権利の行使を阻害する負担を除去するとともに、権利の存続期間中においても、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

(9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(10) 租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

(11) 権利の解約・解除

ア 甲及び乙は、権利の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、やむをえない事由により存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

イ 乙は、2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき、又は、災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったときは、大阪府知事の承認を受けて、権利を解除することができる。

(12) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(15) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに転借人の費用に関する支払区分の内容	乙及び転借人の支払額について甲の償還すべき額及び方法	備考
—	—	—	—

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考
賦課金 水利費	地権者が負担する 転借人が負担する	—

堺市公告第182号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第50条の9第2項において準用する同法第50条の8第1項の規定による図書を、同法第50条の9第2項において準用する同法第50条の8第3項の規定に基づき、同法第100条第2項又は第125条の2第5項の公告の日まで公衆の縦覧に供するので、都市再開発法施行令（昭和44年政令第232号）第2条の2の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月19日

堺市長 永 藤 英 機

1 縦覧の図書

堺東駅南地区第一種市街地再開発事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書

2 縦覧の場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堀市役所高層館14階

堺市建築都市局都市再生部都心まちづくり課

3 縦覧の時間

午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで

ただし、堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項に規定する休日を除く。

~~~~~

堺市公告第183号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第50条の9第1項の規定に基づき、次の市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同法第50条の9第2項において準用する同法第50条の8第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月19日

堺市長 永 藤 英 機

1 再開発会社の名称

堺東駅南地区再開発株式会社

2 市街地再開発事業の種類

第一種市街地再開発事業

3 市街地再開発事業の名称

堺東駅南地区第一種市街地再開発事業

4 事業施行期間

平成27年9月18日から令和4年3月末日まで

5 施行地区

堺市堺区三国ヶ丘御幸通の一部

6 事務所の所在地

堺市堺区中瓦町二丁3番18号高砂屋ビル4階

7 施行認可の年月日

平成27年9月18日

8 変更認可の年月日

令和3年3月2日

~~~~~

堺市公告第184号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、次の土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月19日

堺市長 永 藤 英 機

1 組合の名称

堺市黒山西土地区画整理組合

2 事業施行期間

変更前：平成29年1月17日～平成33年3月31日

変更後：平成29年1月17日～令和4年3月31日

3 土地区画整理事業の名称

南部大阪都市計画事業黒山西土地区画整理事業

4 施行地区

堺市美原区黒山の一部

5 事務所の所在地

堺市美原区黒山464番1

6 設立認可の年月日

平成29年1月17日

7 変更認可の年月日

令和3年3月5日

~~~~~

堺市公告第185号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定による認定の取消しをしたので、同条第4項の規定により、その旨を次のとおり公告する。

令和3年3月19日

堺市長 永 藤 英 機

1 認定取消年月日及び認定取消番号 令和3年3月3日 第E-23号

2 対象区域 堺市北区新金岡町2丁2番1及び3



堺市公告第186号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の5第1項の規定に基づき、公募設置等計画を公園管理者が認定したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月19日

堺市長 永 藤 英 機

1 公募設置等計画の認定日

令和3年3月8日

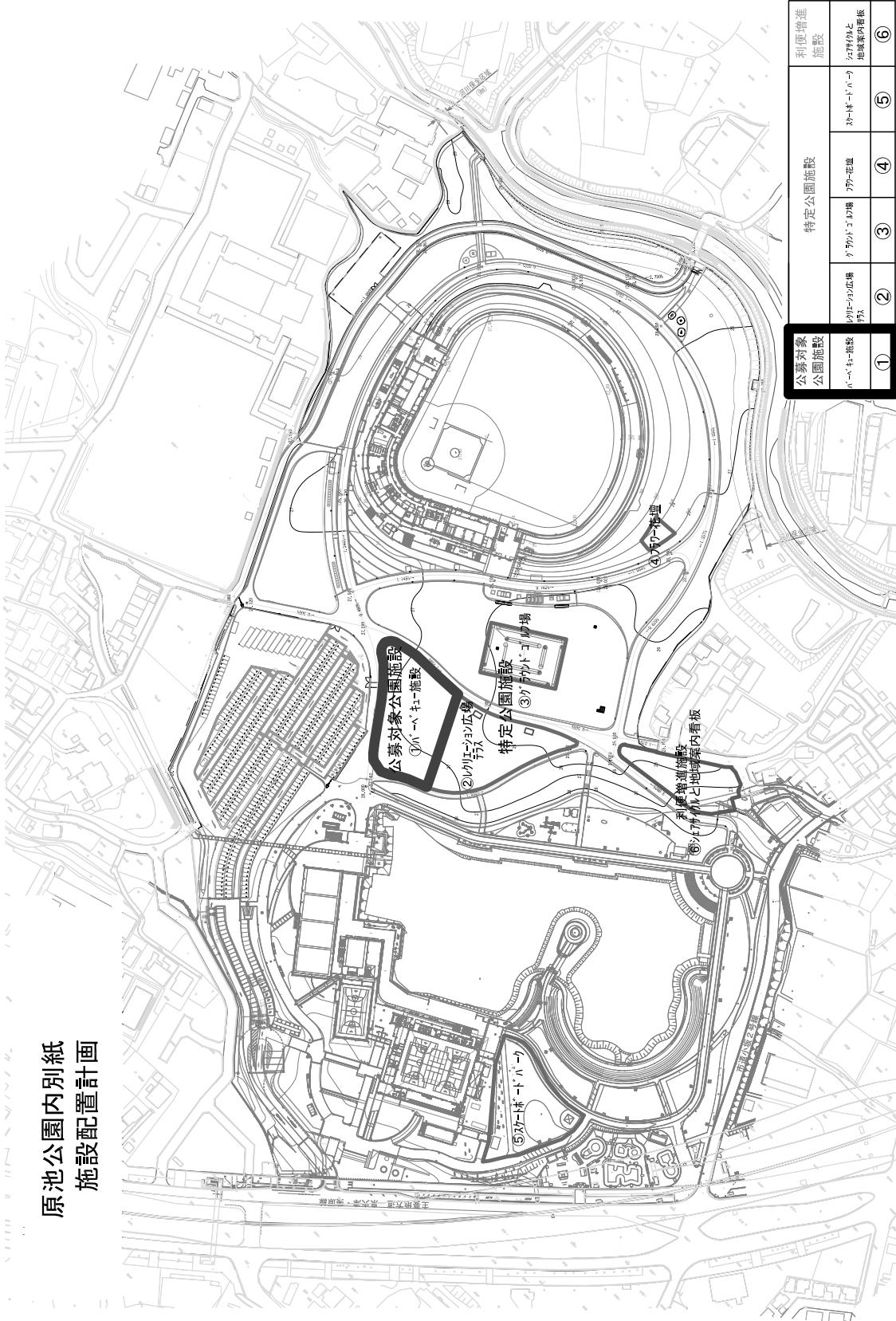
2 公募設置等計画の有効期間

令和3年4月1日から令和23年3月31日まで

3 公募対象公園施設の場所

堺市中区八田寺町ほか地内

原池公園内（別紙詳細）



## 上下水道局告示

### 堺市上下水道局告示第1号

公共下水道の汚水に係る供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により次のとおり公示する。

また、終末処理場による下水の処理を開始するので、同条第2項において準用する同条第1項の規定により次のとおり公示する。

なお、関係図面は、令和3年3月19日から令和3年3月31日までの間、堺市上下水道局下水管路部下水管路課情報係において一般の縦覧に供する。

令和3年3月19日

堺市上下水道事業管理者 出 来 明 彦

#### 1 公共下水道の供用開始の公示

(1) 供用を開始する年月日 令和3年3月31日

(2) 供用を開始する区域

ア 西 区 上野芝町3丁の一部区域

イ 中 区 辻之一部区域

西 区 草部及び太平寺の各一部区域

南 区 大庭寺、檜尾及び美木多上の各一部区域

ウ 東 区 草尾、高松、野尻町、日置荘西町4丁及び八下町2丁の各一部区域

北 区 中村町の一部区域

美原区 今井、菅生、丹上及び南余部の各一部区域

(3) 供用を開始する排水施設の位置 堀市上下水道局下水管路部備付けの図書のとおり

(4) 供用を開始する排水施設の排除方法 分流式

#### 2 下水の処理開始の公示

(1) 下水の処理を開始する年月日 令和3年3月31日

(2) 下水の処理を開始する区域 前記1(2)の区域

(3) 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称

ア 前記1(2)アの区域 位置 堀市西区石津西町22番地

- 名称 石津水再生センター  
イ 前記1(2)イの区域 位置 堺市中区八田西町1丁2番1号  
名称 泉北水再生センター  
ウ 前記1(2)ウの区域 位置 松原市天見西7丁目265番地の1  
名称 今池水みらいセンター

### 選挙管理委員会告示

#### 堺市選挙管理委員会告示第3号

令和3年3月4日開催の委員会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第6項において準用する同法第187条第1項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任したので、堺市選挙管理委員会に関する規程（昭和34年選挙管理委員会規程第2号）第4条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年3月19日

堺市選挙管理委員会  
委員長 中井國芳

| 氏名（敬称略） | 住所        |
|---------|-----------|
| 中井國芳    | 堺市南区大森191 |

#### 堺市選挙管理委員会告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第6項において準用する同法第187条第3項の規定に基づき、次の者を堺市選挙管理委員会委員長代理に指定するので、堺市選挙管理委員会に関する規程（昭和34年選挙管理委員会規程第2号）第4条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年3月19日

堺市選挙管理委員会  
委員長 中井國芳

| 氏名（敬称略） | 住所                 |
|---------|--------------------|
| 星原 卓次   | 堺市西区鳳東町7-771-1-801 |

堺市選挙管理委員会告示第5号

堺市農業委員会委員の各選挙区における投票区の設置（平成20年選挙管理委員会告示第9号）は、廃止する。

令和3年3月19日

堺市選挙管理委員会  
委員長 中井國芳

堺区選挙管理委員会規程

堺市堺区選挙管理委員会に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月19日

堺市堺区選挙管理委員会  
委員長 初道文雄

堺市堺区選挙管理委員会規程第1号

堺市堺区選挙管理委員会に関する規程の一部を改正する規程

堺市堺区選挙管理委員会に関する規程（平成18年堺市堺区選挙管理委員会規程第1号）

の一部を次のように改正する。

第1条中「第194条」を「法第194条」に改める。

第17条中「第189条第3項」を「法第189条第3項」に改める。

第29条第2号中「、閲覧及び縦覧」を「及び閲覧」に改める。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第29条第2号の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

### 中区選挙管理委員会規程

堺市中区選挙管理委員会に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月19日

堺市中区選挙管理委員会

委員長 佐々木 新三

堺市中区選挙管理委員会規程第1号

### 堺市中区選挙管理委員会に関する規程の一部を改正する規程

堺市中区選挙管理委員会に関する規程（平成18年堺市中区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第194条」を「法第194条」に改める。

第17条中「第189条第3項」を「法第189条第3項」に改める。

第19条に次の1項を加える。

3 委員長は、災害その他やむを得ない事由により、定例会を開催することができないと認めたときは、第1項の規定にかかわらず、定例会の開催を中止することができる。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

### 東区選挙管理委員会規程

堺市東区選挙管理委員会に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月19日

堺市東区選挙管理委員会

委員長代理 大橋廣正

堺市東区選挙管理委員会規程第1号

### 堺市東区選挙管理委員会に関する規程の一部を改正する規程

堺市東区選挙管理委員会に関する規程（平成18年堺市東区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第194条」を「法第194条」に改める。

第17条中「第189条第3項」を「法第189条第3項」に改める。

第19条に次の1項を加える。

3 委員長は、災害その他やむを得ない事由により、定例会を開催することができないと認めたときは、第1項の規定にかかわらず、定例会の開催を中止することができる。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

### 西区選挙管理委員会規程

堺市西区選挙管理委員会に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月19日

堺市西区選挙管理委員会

委員長 佐々井 正巳

堺市西区選挙管理委員会規程第1号

### 堺市西区選挙管理委員会に関する規程の一部を改正する規程

堺市西区選挙管理委員会に関する規程（平成18年堺市西区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第194条」を「法第194条」に改める。

第17条中「第189条第3項」を「法第189条第3項」に改める。

第19条に次の1項を加える。

3 委員長は、災害その他やむを得ない事由により、定例会を開催することができないと認めたときは、第1項の規定にかかわらず、定例会の開催を中止することができる。

第29条第2号中「、閲覧及び縦覧」を「及び閲覧」に改める。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第29条第2号の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

## 北区選挙管理委員会規程

堺市北区選挙管理委員会に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月19日

堺市北区選挙管理委員会

委員長 伴野廣治

堺市北区選挙管理委員会規程第1号

## 堺市北区選挙管理委員会に関する規程の一部を改正する規程

堺市北区選挙管理委員会に関する規程（平成18年堺市北区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第194条」を「法第194条」に改める。

第17条中「第189条第3項」を「法第189条第3項」に改める。

第19条に次の1項を加える。

3 委員長は、災害その他やむを得ない事由により、定例会を開催することができないと認めたときは、第1項の規定にかかわらず、定例会の開催を中止することができる。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 美原区選挙管理委員会規程

堺市美原区選挙管理委員会に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月19日

堺市美原区選挙管理委員会

委員長 小池秀樹

堺市美原区選挙管理委員会規程第1号

### 堺市美原区選挙管理委員会に関する規程の一部を改正する規程

堺市美原区選挙管理委員会に関する規程（平成18年堺市美原区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第194条」を「法第194条」に改める。

第17条中「第189条第3項」を「法第189条第3項」に改める。

第19条に次の1項を加える。

3 委員長は、災害その他やむを得ない事由により、定例会を開催することができないと認めたときは、第1項の規定にかかわらず、定例会の開催を中止することができる。

### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 人事委員会規則

堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月19日

堺市人事委員会

委員長 酒井貴子

堺市人事委員会規則第3号

堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則

堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則（平成18年人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条第1号中「任用規則」を「堺市職員の任用に関する規則（平成18年人事委員会規則第13号。以下「任用規則」という。）」に改め、同条を第2条とする。

第4条の見出し中「競争試験及び」を削り、同条中「前2条」を「前条（第1号ウを除く。）」に改め、「競争試験（以下「試験」という。）及び」を削り、同条に次の1項を加え、同条を第3条とする。

2 人事委員会は、前条第1号ウの規定により選考を委任した場合において、必要があると認めるときは、当該選考に係る結果について任命権者に報告を求めることができる。

第5条中「試験及び」を削り、同条を第4条とし、第6条を第5条とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（堺市人事委員会委員長及び事務局長等専決規則の一部改正）

2 堺市人事委員会委員長及び事務局長等専決規則（平成18年人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第10条第18号中「第4条」を「第3条」に改め、「競争試験及び」を削る。